

博士学論文審査報告書

令和4年1月20日

申請学位： 博士(安全保障)
学位申請者 内山美生(ウチヤマ ヨシオ)
所属： 国際協力学研究科安全保障専攻博士後期課程 3年 G7D7522017
論文題目： 越中間のトンキン湾海洋境界画定交渉
—中国の唯一の海洋境界画定—
英文題目： Vietnam-China Demarcation of the Tonkin Gulf,
The Only Maritime Demarcation of China
審査委員会： 審査委員長 川上 高司 海外事情研究所教授
委員 佐藤 丙午 海外事情研究所教授
委員 武貞 秀士 大学院客員教授
委員 門間 理良 大学院客員教授

I 論文の要旨

内山論文は、中国が近隣国との間に抱える海洋境界問題の中で、唯一解決した事例である2000年12月のベトナムとのトンキン湾海洋境界画定を取り上げ、その画定達成の要因を見つけ出すことを目的とする。そのことは、中国との未解決の海洋紛争解決の手がかりを見つけることに意義がある。内山氏は外交官として、当時のベトナムの交渉担当者に直接インタビューする機会を持っており、その経験や資料を基に論文を作成しており、文献歴史学の及ばない領域の問題を扱うことが可能になっている。

「序章」では、2000年12月のトンキン湾境界画定の歴史的意義の解明に本論文の「問題の所在」があるとした。これまでの研究は、事実関係では解説的論文は一定数ものの、本格的学術論文は皆無である。本論文ではウォルツの理論を研究手法として用い、ユニット・レベル分析で、越中が境界画定で求めた政策目標、越中の政策決定メカニズム、越中関係の分析を行った。さらに、システム・レベル分析では、国際安全保障環境を分析し境界画定の要因解明を試みた。

「第1章」では、戦略文化の観点から、秦王朝成立以来の『非対称な関係』(ウォマック)として管理されてきた越中関係史とトンキン湾の歴史を分析した。「第2章」では、越中交渉が行われた1990年代は、ベトナムが世界に復帰する一方、中国の天安門事件、台湾危機、核実験、南シナ会での行為がで中国脅威論が顕在化した。その結果、孤立化し経済制裁を受けた厳しい時代を検証した。

「第3章」では、越中両国の、過去の国境・海洋境界問題への取り組みを論じた。ベ

トナムは 8 件の境界画定を終了し、中国は 12 件の国境画定を終了していたが、海洋境界では、9 カ国・地域との海洋境界紛争が未解決であり、中国の過去 13 件の境界画定は 60 年代初頭(6 件)と 90 年代(7 件)に集中したことを解明した。

「第4章」では、トンキン湾境界画定交渉の交渉メカニズム・プロセスを分析した。96 年の中国の UNCLOS 批准後、越側は仏清条約(1887 年)に基づき解決策を探った、進展は緩慢であった。中国は、境界画定後の中国漁民の措置を境界画定条約に盛り込むよう強く越側に求めたが、越側は、漁業問題交渉は境界画定後との立場を堅持した。結果は、2000 年 2 月の境界画定決着後、漁業協力協定交渉を開始して境界画定条約と同時に署名となった。

「第5章」では、ローゼナウの政策決定プロセスを用いフェーズ毎の動きを分析した。越側の政策目標の検証を行い、交渉妥結要因を「ユニット・レベル」と「システム・レベル」の要因を分析した。また、交渉技術上の要因として、交渉メカニズムの設定、定期会合、技術的問題の洗い出し、政治決断の交渉等の成功が挙げられる。さらに、ベトナムの絶え間ない中国研究と分析を行い、漁業問題の受入れのタイミングを図り、巧みな交渉術が交渉妥結の貢献要因となった。

「終章」では、結論として、トンキン湾境界画定の越中両国にとっての紛争の原因を減少させて関係を安定化した意義などを、中国は、境界画定において実現しようとする重要な政策目標があった。フレイヴェル理論のとおり、両国が安全保障環境において脅威を感じているときに「協調戦略」を採って境界画定を進めていること、また、「非対称関係」の弱者の側のベトナムがどのように大国中国と対等に、衡平な交渉を行うことができたかを解明した。

II 論文の構成

序章

1. 問題の所在
2. 論文の課題
3. 先行研究
4. 論文の意義

第1章 ベトナムと中国の関係とトンキン湾

第1節 越中関係の歴史

1. 近代以前
 2. フランスの保護国時代
 3. トンキン湾の歴史
 4. 第2次世界大戦後の冷戦時代
- (1)第1次インドシナ戦争・第2次インドシナ戦争期(1946-1975)

(2)第3次インドシナ戦争期(1978-1989)

第2節 非対称のリアリズム

第2章 交渉当時の国際安全保障環境

第1節 国際情勢(冷戦終了から一極構造へ)

第2節 ベトナムをめぐる国際情勢

1. 冷戦終了とベトナム

2. 主な国際関係

(1) 米国との関係

(2) ロシアとの関係

(3) 日本・ASEAN 等アジア諸国との関係

第3節 中国をめぐる国際情勢

1. 冷戦終了と中国

2. 主な国際関係

(1) 米国との関係

(2) ロシアとの関係

(3) 日本・ASEAN などアジア諸国との関係

第4節 ベトナムと中国の関係

1. 国交正常化前夜

2. 外交関係「正常化」から「正常」へ向かって

3. 関係停滞から南シナ海問題で緊張

4. 中国は再び国際社会と対立

5. 「成熟した非対称関係」へ

第3章 ベトナムと中国の国境・海洋境界画定

第1節 ベトナムの国境・海洋境界

1. 陸上国境

(1) ラオスとの国境画定

(2) カンボジアとの国境画定

(3) 中国との国境画定

2. 海洋境界

(1) カンボジアとの歴史的な水域合意

(2) タイとの排他的経済水域 (EEZ)・大陸棚水域の境界画定

(3) マレーシアとの EEZ・大陸棚水域の境界画定

(4) インドネシアとの EEZ・大陸棚水域の境界画定

(5) 中国との海洋境界問題

3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件

第2節 中国の国境・海洋境界画定

1. 陸上国境

- (1) ロシアとの国境画定
- (2) ベトナムとの国境画定
- (3) ラオスとの国境画定
- (4) インドとの国境(未画定)
- (5) ミャンマーとの国境画定
- (6) ネパールとの国境画定
- (7) ブータンとの国境(未画定)
- (8) パキスタンとの国境画定
- (9) アフガニスタンとの国境画定
 - (10) モンゴルとの国境画定
 - (11) 北朝鮮との国境画定
 - (12) カザフスタンとの国境画定
 - (13) キルギスとの国境画定
 - (14) タジキスタンとの国境画定

2. 海洋境界

- (1) ベトナムとの海洋境界
- (2) マレーシア、ブルネイ、フィリピンとの海洋境界
- (3) インドネシアとの大陸棚水域境界
- (4) 台湾との海洋境界(台湾の南シナ海における主張)
- (5) 日本との海洋境界
- (6) 韓国との海洋境界
- (7) 北朝鮮との海洋境界

3. 境界画定の政策決定の要因と境界画定を可能にした条件

第4章 トンキン湾海洋境界画定交渉

第1節 1970年代の交渉

第2節 1990年代の交渉

1. ベトナム・中国国交正常化と1990年代の陸上国境・海洋境界の交渉再開
2. 交渉の進展と停滞
3. 交渉の基礎の変更とトップレベルの合意
4. 中国側の漁業問題への強い関心
5. 境界画定の法的・技術的問題点
 - (1) 湾口の定義
 - (2) 「島の効果」の扱い
 - (3) シングル・ラインによる境界画定

第3節 「海洋境界画定条約」及び「漁業協力協定」の調印・発効と内容の概要

1. 署名

2. 批准・発効
3. 「境界画定条約」の概要
4. 「漁業協力協定」の概要

第5章 トンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因

第1節 海洋境界画定交渉を進める政策決定

1. 海洋境界画定により追求した政策目標
2. 国際システム・レベルとユニット・レベルの条件変化による政策目標の変動
 - (1) 1970年代の交渉の政策目標
 - (2) 1990年代の交渉の政策目標
3. 海洋境界画定交渉の政策目標と政策決定
 - (1) 1970年代の交渉
 - (2) 1990年代の交渉
4. 越中両国の政策目標の達成度
 - (1) ベトナム側の目的達成度
 - (2) 中国側の目的達成度

第2節 越中双方の交渉妥結の評価

1. ベトナムと中国の公式評価
 - (1) ベトナム側の公式評価
 - (2) 中国側の公式評価
 - (3) 越中公式評価に見る越中の認識の一致点と相違点

第3節 交渉妥結の要因

1. 政策目標の実現
 - (1) ユニット(人間・国家)・レベル
 - (2) 国際システム・レベル
2. トンキン湾境界画定交渉妥結の要因
 - (1) ユニット(人間・国家)・レベル
 - (2) 国際システム・レベル
3. 交渉技術上の要因
 - (1) 交渉メカニズム
 - (2) 柔軟な国際法運用
 - (3) ベトナム側の有利な条件下での巧みな交渉

終章 トンキン湾海洋境界画定の持つ意義

第1節 越中両国にとっての意義

1. ベトナムにとっての意義
2. 中国にとっての意義
3. 越中関係にとっての意義

第2節 地域の未解決海洋紛争についての意義

1. 尖閣・東シナ海

2. 南シナ海

第3節 まとめ

付属資料

参考文献

III 論文の概要

本論文の要旨は、以下の通りである。

論文は6章からなり、「序章」、「第1章 ベトナムと中国の関係とトンキン湾」、「第2章 交渉当時の国際安全保障環境」、「第3章 ベトナムと中国の国境・海洋境界画定」、「第4章 トンキン湾海洋境界画定交渉」、「第5章 トンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因」、「終章 トンキン湾海洋境界画定の持つ意義」となっている。

「序章」では、「問題の所在」として、文献歴史学では解明不能な事例である2000年12月のトンキン湾境界画定の歴史的な意義を述べている。トンキン湾境界画定条約の注目度は低く、事実関係解説の論文は一定数あるが、政策決定、交渉妥結の要因に踏み込んで分析・検証した論文は見当たらない。「先行研究」としてチャン・パオミン、リュウ・ヴァン・ロイ、ジョン・R・V・プレスコットの書籍、グエン・ホン・タオ、ゾウ・ケユアン、ベノワ・デ・トレグロードの論文などを使用した。「論文の意義」は、中国の唯一の海洋紛争解決の要因解明と中国との未解決の海洋紛争解決の手がかりの発見である。

本論文の研究方法としてウォルツのユニット・レベル分析で、両国が境界画定により求めた一連の政策目標、越中の政策決定メカニズムと越中関係を解明した。外交交渉の内容は公表されず、越中両政府の公式発表は多分に広報目的であり、交渉時の両国の主張、譲歩、駆け引きは正確に分からないため、越側交渉当事者、越外務省関係者、研究者にヒアリングを行い交渉の推移の分析を行った。

また、国際システム・レベル分析で、国際安全保障環境を分析することにより、境界画定の要因解明を試みることである。「本論文の意義」は、中国の唯一の海洋紛争解決の要因を解明し、中国との未解決の海洋紛争解決の手がかりを見つけることである。では、ウォマックが「秦王朝成立以来『非対称な関係』として管理されてきた」とする越中関係は、唐帝国滅亡後の宋、元、明、清の諸帝国の侵略と越諸王朝の抵抗戦と撃退後の、元の場合を除く講和と越側からの「冊封関係」提案という「安定的な非対称関係」により醸成されたベトナムの対中戦略文化を理解するため越中関係史とトンキン湾の歴史を検証した。

「第1章 歴史上のベトナムと中国の関係とトンキン湾」では、交渉の分析にあたり

越中、特に越の戦略文化を理解するため、ブランドリー・ウォマックが、越中関係 3 千年の歴史の中で始皇帝による統一帝国出現以来「非対称な関係」として管理されてきたとする越中関係史を概観した。「百越」諸国の一つとして紅河デルタにあったベトナムは、中国に統一帝国誕生の度に侵攻を受け、徹底抗戦し撃退した後で和平交渉で自ら冊封を求め安定を担保する政策をとった。第 1 次・第 2 次インドシナ戦争期は中国の支援を受け越中関係史では、希有な友好関係を経験したが、米中接近後は対立し 1979 年の中国のベトナム侵攻後も国境で断続的戦闘が続き、スプラトリー諸島でも武力衝突したが、冷戦終了後の 1991 年に国交回復した。

「第 2 章 境界画定交渉当時の国際安全保障環境」では、第 1 章で述べられた背景のもとに、交渉当時の国際安全保障環境、越中を囲む安全保障環境と越中関係を概観している。1995 年の米越外交関係樹立と ASEAN 加盟以後、ベトナムが国際社会に急速に受け入れられたのに対し、中国は急激な軍備増強、南シナ海での強引な行動、核実験・台湾危機などでしばしば国際社会から孤立した。

「第 3 章」では、越中両国の、過去の国境・海洋境界問題への取り組みを論じてい。ベトナムは、中国とのトンキン湾湾口海域と南シナ海、カンボジアとのタイ湾の海洋境界を除く 8 件の境界画定を終了しており、中国は、陸上国境ではインド、ブータンとの国境を除く 12 件の国境画定を終了しているが、海洋境界では、越とのトンキン湾を除き 9 カ国・地域との海洋境界紛争が未解決である。また、中国の過去 13 件の境界画定は 60 年代初頭(6 件)と 90 年代(7 件、2000 年署名のトンキン湾を含む)に集中していることが明らかになった。60 年代も大躍進政策失敗、チベット暴動、中印対立と中国にとり厳しい時代であった。

「第 4 章」では、70 年代の交渉と、91 年の国交正常化後に再開したトンキン湾境界画定交渉の交渉メカニズムと交渉プロセスを分析した。96 年の中国の UNCLOS 批准後、越側は 1887 年仏清条約の子午線に基づく境界画定の立場から、UNCLOS に基づく立場に変更し共通の土俵に乗ったが、進展は緩慢であった。中国側は、境界画定後は越海域で操業できなくなる中国漁民の転業準備期間の措置を境界画定条約に盛り込むよう強く越側に求め続けたが、越側は、漁業問題交渉は境界画定後との立場を堅持し、2000 年 2 月、境界画定が概ね決着した後に、共同漁業水域を設けるなどの漁業協力協定締結に応じて交渉を開始し、境界画定条約と同時に署名した。

「第 5 章 トンキン湾海洋境界画定の政策決定と交渉妥結の要因」では、交渉プロセスの各フェーズでの越中の政策決定メカニズムを検証するため、越中の一連の政策目標の実現可能性に対するユニット(人間・国家)・レベルと国際システム・レベルの条件により、政策目標毎に交渉に対する推進、抑制、停止のいずれかのベクトルが働き、その総和が境界画定交渉という対外行動の方向性を左右するとの仮説の下に、フレイヴェルの①協調戦略、②遅延戦略、③エスカレーション戦略のどれを選択したか分析している。政策目標は、越側は、①UNCLOS ほか国際法に基づく衡平な境界画定、②中国漁船取り締まりと水産資源保護、③安全保障、④石油・天然ガスなどの開発・保護、⑤経済開発のための越中関係安定化で、中国側は、①国際法に基づく

ほぼ均等な海域分割、②中国の転業漁民対策、③国際法尊重の姿を国際社会にアピール、④海南島への接近拒否(境界線を海南島から遠ざける)であったと考えられる。

上記方法による分析と越中の公式発表などの分析の結果、中国に境界画定を急がせた決定的要因は、②「転業漁民対策」と④「海南島への接近拒否」であったと考える。政策目標の実現見通しも良好で双方とも境界画定を望んでいたことは重要である。政策目標という能動的動機以外で、UNCLOS が発効し共通の交渉のベースを提供したこと、さらにフレイヴェルは、国家は安全保障上の脅威に曝され場合妥協しやすいとしているが、交渉期間中、中国がしばしば国際社会から孤立し、安全保障上の脅威に曝されているという認識をもったという国際システム・レベルの条件、また、島嶼の領有権問題が解決済みであったとしている。ユニット・レベルの条件も交渉妥結を容易にした境界画定を可能にした要因であった。中国側には、転業漁民対策と海南島海軍基地群計画への接近阻止の確保という実現が必須の命題があり、越側は、越境操業の中国漁船取り締まりを強化し中国側に圧力をかけながら2000年2月まで漁業関係交渉は境界画定交渉後に行う立場を堅持した。

「終章 トンキン湾海洋境界画定の持つ意義」では、トンキン湾境界画定の意義を確認した。越側は、安全保障とシーレーン保全、水産資源の開発・保護、石油・ガス開発の推進が容易になったこと、海洋での摩擦を減少させ経済発展に必要な越中関係安定に寄与した。中国側は、漁業協力協定による約3万km²の共同漁業水域設定が最大の成果で中国外務省はウィン・ウインの取決めで中越関係の長期的安定的発展の上で重要な意義を持つと評価した。海南島に建設予定の東洋最大ともされる海軍基地群への「接近阻止」を達成した。さらに、中国外務省が平和的手段で国際法に従い領土紛争を解決する中国の「責任大国」としてのイメージをアピールしたと強調したように、2000年1月に江沢民総書記が打ち出した「宣伝思想工作と精神文明建設に対する重要コメント」によるソフトパワー外交に最適の素材となった。越中二国間関係では、境界画定後も漁船などの摩擦事件は発生しているが紛争リスクは大幅に削減された。2006年に開始された両国法執行機関と海軍の艦艇による共同パトロール、交渉中設置されトンキン湾湾口海域境界画定と南シナ海での協力につき会議を継続する「海洋問題専門家部会」は信頼醸成措置になっている。地域の未解決の海洋境界問題にとっての意義は、トンキン湾境界画定の事例の紛争解決の要因の解明により、国際安全保障環境に変化があれば、中国の海洋政策も変化し得ることとその条件を示したことである。「非対称関係」の弱者と強者の間でも、一定の条件が整った場合、弱者の側がそれを迅速・適確に察知し、迅速・適切に交渉できれば、国境・境界紛争を国際法に基づいて衡平に解決できることを示した。その条件は①自国と相手国のおかれた「ユニット(人間・国家)・レベル」と「国際システム・レベル」の安全保障環境がもたらす影響を的確に認識すること、②フレイヴェルの「係争地域の価値や重要性」、「主張の正統性」、「紛争当事国を取り巻く安全保障環境」の3つの変数を要因とし、自国にとり、「協調戦略」、「引き延し戦略」、「エスカレーション戦略」のどれを選択する

のが最適か、また、相手国はどれを選択するかを的確に推定すること、③「境界画定」という主目標に付随して実現を目指す一連の政策目標の「必要性」と「実現可能性」を適切に評価し、相手国の評価を的確に推定することであることを示している。本研究で見たベトナムの相手国についての深い研究や相手国政府の動向の詳細な観察、中国公船のベトナム海域侵犯に対してはその都度必ず外務省スポークスマンが「国家主権に対する重大な侵犯である」と強い抗議の声明を発信する断固たる主権防衛の決意と相手国と世界に対する発信というソフトパワー外交の平素の努力が「非対称関係」の弱い側のベトナムが対等に交渉を行えたことにも留意した。

IV.論文の総合評価

1. 論文提出から審査までの経緯

(1)論文提出から審査までの経緯

申請者は令和3年9月18日でに学位論文を提出し、受理審査委員会で審査された。受理審査委員会では委員内での検討と意見交換を踏まえ、10月22日にオンラインでの受理審査委員会を開催した。審査会においては論文の焦点を明確にすること、歴史論文とするのであれば、それに従った方式に変更するなどの点を指摘し、論文の修正を求めた。その後、修正が加えられ、11月17日に再提出されている。再提出された論文では、受理審査委員会の審査会で指摘した問題が修正された。しかし、その上で文章の整理、平仄、また個別の論点の精緻化等が必要である。特に修正論文では政策研究の部分が加えられており、その妥当性についても検討が必要であると指摘された。受理審査委員会ではそれら委員の指摘等を修正することを条件に、受理審査委員会では内山氏の論文の受理を承認し、本審査に進むことを承認した

それによって、令和4年1月14日に本審査委員会が開催され、受理審査委員会では取り上げられた諸点へ追記が可能な限り本論文に反映されたことを確認し、下記の要領で質疑応答がなされた。

(2)本審査委員会口述試験概要

審査日時:令和4年1月14日 1000～1130

審査場所:拓殖大学茗荷谷キャンパス D 館306教室

審査委員:審査委員長 川上 高司 海外事情研究所教授

委員 佐藤 丙午 海外事情研究所教授

委員 武貞 秀士 大学院客員教授

委員 門間 理良 大学院客員教授

(3) 質疑応答概要

審査で出された主な質疑応答は以下の通りである。

<理論的枠組みに関して>

① 委員から、受理審査委員会には歴史研究のアプローチを重視した論文が提出されたが、本審査では政策研究のアプローチが重視されたものに転換されており、修正の指摘も反映されていると評価があった。その上で、政策論文を重視した内容に転換するにあたり、外交政策研究が援用されており、外交政策決定のプロセスの説明については、十分に採用されている。しかし、ウォルツの三分類を利用するにあたり、ユニットレベルでの説明を重視し、その内容はローゼナウの外交政策論を利用している。しかし、リアリズムにおいても、外交政策論においても、国内政治のダイナミズムを重視した研究成果が発表されており、特に新古典現実主義の成果に直接言及しなかったことは残念に感じるとのコメントがなされた。

また、それに関連して、申請論文の焦点は、越中間の非対称性が、二国間交渉で果たした機能である。従来の新古典現実主義の研究では、ほぼ対等な国家同士の関係をもとに理論が構築されており、国力が非対称な関係では十分に理論化されていない。つまり利益の均衡が非対称な場合、交渉が成立しにくく、合意点の模索が必要になる。しかし、動機の不均れはベトナムが中国の何を理解していたから可能になったのか、具体的に言及すべきであると論じられた。

② これに対して、他の委員から、新古典現実主義のアプローチでは二国間交渉が中心となり、内山論文は本人が外務省職員としてベトナム駐在中の担当者へのインタビューや現地でのベトナム文献を基にした貴重な論文となっている。その特徴はユニットレベルのベトナム国内の政策決定過程を解き明かした点に重点を置いた論文であると評価できる。したがって、新古典現実主義のアプローチでは本研究は解明できないところを解明したところにあるとのコメントがあった。

<論文構成に関して>

① 委員から、ベトナムがいかに中国を理解してきたか、それは歴史の中に答えがあるのかもしれない。あるいは、交渉当事者が当時感じていた対中認識が、大きく作用したのかもしれない。そうすると、論文全体で見ると、第1章との関連が重要になる。ベトナムが中国との間でまとめた交渉のどの部分に、歴史的な教訓が反映されたのか、明確にすることが必要であったのではないかと感じる。

・ これに対して、申請者からベトナムは、春秋時代まで中国揚子江以南にあった百越諸国の一つとして、第2に、ウォマックがいう3千年の越中関係の中で、「秦王朝成立以来『非対称な関係』として管理されてきた」とする関係、つまり、侵略・撃退・冊封関係を繰り返して、中国との戦争や外交交渉の中で、中国の思考様式もビヘイビアも

知り尽くしているという回答があった。

② 委員から、第1章から第3章で記したベトナム史や越中史、ベトナムと周辺諸国との関係史が、どのように第4章、第5章の越中間の海洋境界画定交渉に関係しているのかが、明示すべきだ。また、第1章から第3章までは、基本的に各分野の概説書をまとめたものに過ぎない。概説書を利用することを許容するにしても、本来であれば、越中間の境界画定交渉に関連した筆者独自の視点が論述されるべきではないか。

・ これに対して、申請者から、システムレベルの分析があり、初めてユニットレベルの分析が可能となるためその章は必要である。第1章の越中史は、ベトナムの対中戦略文化の形成とベトナムの対中交渉緑芽どのように形成されたかを論じた、第2章の90年代の越と中国をめぐる国際情勢は、交渉当時の両国のおかれた安全保障環境、特に中国の持っていた脅威認識を論じ、第3章で越中がどのように近隣諸国との国境・海洋境界問題を処理して来たかを分析することにより、トンキン湾境界画定に関する越中の政策決定、交渉方法、交渉のスキルなどが解明できる。

③ 委員から、論文作成に当たり、特定の回顧録に頼りすぎている章がある。回顧録は論文においては二次資料として扱われるべきであるのは常識だが、それが守られていない。回顧録の内容が事実であるとの前提で論を進めるのは危険であるのではないかとの指摘があった。

・ これに対して申請者より、トンキン湾交渉についての、中国側の考え方分かる資料は唐家センの回顧録と高所後の中国外務省や王毅外務次官(当時)のコメントのみしかない。したがって、唐家センの回顧録を多用しているが、交渉の動きについては大部分が、ベトナム側のヒアリングや、中国側、ベトナム側の公式コメントと符合している。

<資料に関して>

① 委員より、重要な根拠を示すという場面でインタビューを実施している。インタビュー内容は恣意的なものであってはならない。そのため、インタビューに触れた部分(インタビューを実施した日付、インタビューをした相手の氏名、場所、年月日など)は厳密に執筆すべきであろうとの指摘があった。

・ これに対して、申請者より、すべて記録しているが書式を統一するためにそこは省いてしまったがそのように修正したいとの回答があった。

② 委員より、引用注が全体的に少ないため、論拠が薄弱となっている。推論せざるを得ない部分があるのは当然だが、その推論を導き出すに至るまでの論拠固めがない印象を読者に抱かせてしまうのは学術論文としては十分ではない。例を挙げると、元朝や清朝を相手にしたベトナムの各王朝がこれらと安定的／非安定的関係を決定する際の基準や根拠を示さないまま、「安定的な非対象関係の構築は困難と判断し」(16頁)や「越は清とは安定的な非対象関係を成立させた」(18頁)などと断じており、説得性に欠けている。

・ これに対して申請者から、唐の滅亡以後、ベトナムは、中国に成立した宋、元、明、

清の統一帝国の他地方の王国の侵略にも抵抗戦を展開したが、明の場合のように約20年間占領支配された場合もあるが、すべて、撃退している。宋、明、清とは、撃退した後の講和でベトナム側から冊封関係を提案し、安定を求めているが、元との関係については pp.14-16 に Nguyen Khac Vien の歴史書等を引用して経緯を書いているとおり、元は1258年の第1回の侵攻と敗退の後、冊封を提案したが、王自らの大都(北京)への朝貢を求めたため、越側は断り、その後、1285年、1287~88年に侵攻し、4回目の侵攻計画中の1294年にフビライが死去するまで、侵攻を繰り返したので冊封関係による「安定した非対称関係」設定は出来なかった。

③ 委員から、中国が海南島を軍事的に重視したためにトンキン湾の海洋境界画定を急いだとする説は興味深いものの、十分な典拠を基にした議論になっていないため、根拠薄弱な推論の息を出ていないのではないか。

・ これに対して申請者は、海南島への接近拒否を、漁民対策、中国の国際法を守る姿勢のアピールとともに、中国がトンキン湾海洋境界画定の政策決定をした主要な要因の一つである可能性があるとして海南島の接近拒否を挙げたが、中国側は、これをトンキン湾海洋境界の政策目標として一切述べていない。中国側が海南島の接近拒否説は、あくまで、2000年代初めには、潜水艦基地が機能していること(p.218、平松茂雄)、また現在、潜水艦の他空母も擁する榆林には東洋一とも言われる中国の戦略上最重要な海軍基地群となっていること(pp.216-217)、2001年には米海軍EP-3への中国軍機の接触衝突事件等からして、ベトナムの海域となれば、また、海南島とバック・ロン・ビー島間の距離は約130kmであるので、境界が画定していなければ、海南島から約65kmの海域を米軍の艦船が自由に航行し航空機が飛行することになるが、交渉過程でのバック・ロン・ビー島の「島の効果」をめぐる不自然な取引により境界線を海南島から約102km離れたことなど(pp.191-193)を基にした。

④ 委員から、中国の政策決定過程について、根拠を示さないままに中国の指導階層が識者・職業団体・社会団体・大衆組織等の意見を聞きながら行っている旨の断言がある。その根拠として、筆者は唐家センの回顧録にある漁民への聞き取り調査の例を挙げるだけで、不十分であるのではないか、との質問があった。

・ これに対して、申請者は、ローゼナウの政策決定過程でいうと、External Source(外的要因)、Governmental Source(政府要因)、Role Source(役割要因)、Individual Source(個人要因)については、ほぼ、民主主義社会の場合と同様である。その中で、問題は Social Source(社会要因)であるが(p.207)、ベトナムでは、政府の政策決定過程で、各種業界団体や祖国戦線、婦人会、青年団などの意見を聞くことは日常的に行われているし、政府提出計画案が国会で否決されることもある。中国の場合も、ベトナムより限定的であっても、業界や、会社、各種大衆団体で、各団体、各部署の党書記を通じてではあっても、実際に物事に携わっている当事者の意見は吸い上げられていると考えられる。もちろん、職業団体や大衆組織の意見がそのまま通るわけではないが、それは民主主義社会でもある程度そうであると考えられる。

<その他の質問>

① 委員から、中国がベトナムとの国境線確定を決断した背景として、何が決定的であったのか。海洋の国境線確定に至ったのは中国の勘違いがあったのか。ベトナムの巧みな外交テクニックが絡んでいたのか。海南島へのアクセスを拒否するという中国のしたたかな戦略(名を捨てて実をとる)があったのか。中国の対米軍事戦略が絡んでいたのか。中国が漁民の権益を守るという国内的な「弱み」があつて譲歩したのか。申請者はどれが決定的であったのかを明確に説明して欲しい。そのなかで、どれが決定的であるかという仮説があつてこそ論文は成り立つのではないか、との質問があつた。

・ これに対して、申請者からは、国家は、境界画定に伴う一連の政策目標の一つ一つの重要性、実現可能性を十分に検討し、それらの結果の総合的判断により、境界画定そのものを推進するとの仮説を建てて分析を行った。中国が、トンキン湾海洋境界画定推進を政策決定した要因は、中国が海洋境界画定を通じて実現したかった政策目標のうち、漁民対策、海南島への接近拒否、国際法を守る姿をアピールすることという 3 項目が特に重要であつたと考える。その中で、中国が公式には全く触れていない海南島への接近拒否が、決定的な要因だと考える。海南島の海軍基地群は、2003 年に平松茂雄が、海南島を基地とする潜水艦の南シナ海における活発な訓練について書いている(p.218、平松茂雄「潜水艦の太平洋進出目論む中国 注視したい活発な海洋調査活動」『産経新聞正論』2003 年 7 月 21 日)ことから 2000 年代初めには潜水艦基地が存在しており、90 年代後半には計画されていた、あるいは、建設開始されていたと考えられる。また、2001 年 4 月の海南島沖での米海軍 EP-3 への中国軍戦闘機衝突事件からも、中国の海南島への強い接近拒否の姿勢があつたことが推察出来る。それは、第 2 章で論じたとおり、中国は 1990 年代には、天安門事件の後遺症、中国の軍拡、台湾危機、核実験などしばしば国際社会で孤立化していた。経済制裁だけでなく、安全保障面でも、湾岸戦争で示された米国の圧倒的軍事能力、冷戦後の米国の日本に重点を置く東アジア安全保障戦略の再編とこれに対する中国の「新安保観」の提案、台湾危機での 2 空母戦闘群の出動、在ユーゴ中国大使館誤爆事件などで、強い危機意識を持ち、軍事力の近代化に最大限の努力を注いでいたことも理由として考えられる。しかし、他の中国が声高に唱えている 2 項目も単に「海南島接近拒否」から目をそらすためのカムフラージュだけではなく、やはり重要な政策目標であり、特に漁民対策という国内要因も必須の事項であつたと考えられる。

2. 審査所見

提出された学位論文「越中間のトンキン湾海洋境界画定交渉―中国の唯一の海洋境界画定―」は、申請者の本研究科在籍5年間における集大成となるものである。

本論文は中国が唯一確定できた海洋境界の事例として、ベトナムとの間のトンキン湾海洋確定問題を取り上げ、境界画定交渉を分析し、画定達成に至った要因を明らかにしたものである。内山氏は外交官として、当時のベトナムに滞在した。その経験と人脈を生かして、交渉担当者に直接インタビューしている。一次資料へのアクセスが困難ななかで、その経験や資料を駆使し、論文をまとめた努力は貴重であり、それだけに先行研究が少なく難しい分野を扱った論文であると評価できる。文献歴史学の及ばない領域の問題を扱っている。しかも、歴史学の論文ではなく、政治学の分析の枠組みを借りて現実の動きを記述している。特に第4章、第5章については、オリジナリティが感じられる論文となっている。

3. 審査委員会結論

学位論文審査委員会は、事前に提出された学位論文申請書、学位論文要旨、学位申請者略歴等をもとに、数回の会合を重ね厳重な審査を行った。最終的には、令和4年1月14日に開催された本審査委員会の口頭試験およびその後の審査委員会で審査委員全員一致で学位申請者に対し、提出論文が「博士(安全保障)」の学位授与に値するものであることを認めた。

以上